

## 公的研究費の取扱及び不正使用の防止並びに対応に関する規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、明治安田厚生事業団（以下「当事業団」という。）における公的研究費の取扱及び不正使用の防止並びに不正使用が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めることによつて、当事業団が社会的責任を果たし、当事業団の研究の信頼性と公正性および自由な研究活動の遂行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 公的研究費

- ア 文部科学省及び他府省（これらが所管する独立行政法人等を含む。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金
- イ ア以外の資金配分機関から、当該資金の使用及び管理について本規程を準用すべき旨の申し出があった研究資金

#### (2) 研究代表者等

- ア 公的研究費の配分を受け研究を行う研究代表者、同研究分担者
- イ 公的研究費の配分を受け研究を行う研究組織又は研究拠点の代表者、同研究プロジェクトに参画する研究者

#### (3) 研究所長等

体力医学研究所（以下、「当研究所」という。）の責任者（体力医学研究所長）ならびに公的研究費の運営・管理を行う総務部長及び事務担当者等

#### (4) 構成員

当研究所に雇用されて公的研究費の運営・管理に従事している者および当研究所の施設や設備を利用して公的研究費に携わる者

#### (5) 公的研究費の不正使用

- ア 架空請求による取引業者への預け金
- イ 公的研究費では認められていない物件の購入等を行うなどの目的で、実態と異なる品名で取引し支払い手続きを行う、いわゆる品名替え
- ウ 納品日を故意に偽った納品書を取引業者に作成させて支払い手続きを行う、いわゆる期ずれ
- エ カラ出張や水増し請求による不当な旅費の請求
- オ 実態とは異なる謝金や給与の請求
- カ この他、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用、公的研究費交付要綱や交付決定通知に付した条件及び当事業団内規則等に違反する不適切な使用

## 第2章 責任体系の明確化

(最高管理責任者)

第3条 理事長は、法人全体を統括し、公的資金等の運営・管理について最終責任を負う者として、不正使用防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 当研究所所長は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について当研究所全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括し、基本方針に基づき、当研究所全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 当研究所における公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置き、総務部長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 当研究所における不正防止等に関する対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正使用防止を図るため、研究所等内の公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 構成員が、適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス推進副責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者を補佐するため、当研究所にコンプライアンス推進副責任者を置き、当研究所の事務担当者等をもって充てる。

2 コンプライアンス推進副責任者は、当研究所内の公的研究費等の実効的な管理監督を行い、コンプライアンス推進責任者に管理・執行の状況を報告するものとする。

(職名の公開)

第7条 第3条から第6条までの各責任者を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

## 第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(行動規範等)

第8条 最高管理責任者は、統括管理責任者に指示し、不正使用を防止するため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、当研究所の研究者としての基本的責任と姿勢を表明した「行動規範」を策定する他、当研究所の「人を対象とする研究に関する倫理

規程」を策定し、研究活動における倫理の徹底を図る。

(研究代表者等及び構成員の責務)

第9条 研究代表者等及び構成員は、公的研究費の不正使用を行ってはならず、また、他者による不正使用の防止に努めなければならない。

2 研究代表者等及び構成員は、研究者倫理及び行動規範並びに公的研究費の管理・監査に係る法令等に関する研修又は科目等を5年に1回以上受講するとともに、別に定める誓約書を提出するものとする。

3 前項に定める義務を怠った研究代表者等及び構成員は、公的研究費に関する応募、運営・管理に関することができない。

4 研究代表者等及び構成員の不正使用によって公的研究費の返還が生じた場合は、当該研究代表者等及び構成員が費用を弁償するものとする。

#### 第4章 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(不正使用防止計画の策定)

第10条 当研究所における公的研究費の適正使用を推進する研究所長等は、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正使用防止計画を策定し、これに基づく業務の推進及び管理を行うものとする。

(不正発生要因の把握)

第11条 コンプライアンス推進責任者およびコンプライアンス推進副責任者（以下「コンプライアンス責任者等」という）は、不正を発生させる要因がどこにあるのかを定期的に検証して把握し、不正使用防止計画に反映させるものとする。

#### 第5章 研究費の適正な運営・管理活動

(事務の委任)

第12条 研究代表者等は、公的研究費の交付内定（継続分を含む。）を受けたときは、その管理を所属する当事業団の総務部長等（事務担当者）に委任しなければならない。

(事務の取扱い)

第13条 公的研究費に係る預託金事務、契約事務、旅費事務、給与事務等に関する取扱いは、資金配分機関の定めるもののほか、当事業団諸規程等の定めるところによる。

(支出財源の特定)

第14条 研究代表者等は、公的研究費の執行状況を明確に把握するため、発注段階で支出財源を特定するものとする。

(研究代表者等による発注手続き及び説明責任の帰属)

第15条 「公的研究費等による物品調達に関する規程」の定めるところにより発注手続きを行う研究代表者等は、当該取引において、発注先選択の公平性の説明責任、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任を負うものとする。

(執行状況の確認等)

第 16 条 コンプライアンス責任者等は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究代表者等に対し当該理由を確認し、必要に応じて改善を指導しなければならない。

2 研究所長等は、研究代表者等が正当な理由により公的研究費の執行が当初計画より遅れる場合は、繰越制度の活用、資金配分機関への返還等を含めた改善策を研究代表者等に遅滞なく示すものとする。また、公的研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底するものとする。

(検収業務)

第 17 条 物件の調達に伴う検収業務については、「公的研究費等による物品調達に関する規程」の定めるところにより行うものとする。

(設備、備品及び図書の寄附手続等)

第 18 条 研究代表者等は、公的研究費により取得した設備、備品及び図書を所属機関に寄附を行うこととされているものにあつては、取得後直ちに寄附手続を行わなければならない。

2 前項で取得した設備、備品及び図書は、当研究所の所定の台帳（什器備品台帳及び図書管理台帳）等により管理しなければならない。

(研究支援者等の雇用)

第 19 条 公的研究費により研究支援者等を雇用する場合は、研究機関を当事者とする勤務内容、勤務時間等を明確にした雇用契約の締結をしなければならない。

2 研究支援者等を雇用する際は、当研究所所長が採用候補者に対し面談のうえ勤務条件を提示し、採用後は定期的に出勤簿・勤務状況を確認するものとする。

(出張)

第 20 条 研究遂行上必要となる出張の取扱いは、当事業団における「職員旅費規程」の定めるところによる。

(間接経費の取扱い)

第 21 条 間接経費の取扱いについては、国が定める「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」に基づき、適切に処理するものとする。

(取引業者への周知及び誓約書の提出)

第 22 条 当研究所の公的研究費に係る取引を行う全ての業者に対して、本規程及び「公的研究費等による物品調達に関する規程」に関する基本方針及び発注・納品・検収に係るルール等を周知するものとし、業者は別に定める誓約書を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、郵便切手類の購入、宅配便の利用など社会通念上、見積書の入手及び契約書を必要としない取引と判断される場合は、当該業者に対しルール等の周知及び誓約書の提出を求めることを省略することができる。

(取引業者との癒着防止)

第 23 条 コンプライアンス責任者等は、自己の管理監督する部門等において、研究者と取引業者との関係が公正性・透明性を維持できるよう、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

(不正な取引に関与した業者への措置)

第 24 条 不正な取引に関与した業者については、当事業団における「公的研究費等による物品調達に関する規程」の定めるところにより、取引停止等の措置を講ずるものとする。

## 第 6 章 情報発信・共有化の推進

(相談窓口)

第 25 条 公的研究費の使用に関するルール等について、当研究所内外からの相談を受け付けるため、総務部に相談窓口を置く。

(不正使用防止のための基本方針等の公表)

第 26 条 コンプライアンス推進責任者は、当研究所における公的研究費に係る不正使用防止のための基本方針等をホームページ等により公表する。

## 第 7 章 モニタリングの在り方

(監査制度)

第 27 条 内部監査は、総務部が担当し、研究費の適正な管理のため、当事業団における「公的研究費 内部監査ガイドライン」の定めるところにより、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

2 最高管理責任者は、会計・法務などの知識を有する者、研究活動の実情に精通した者を内部監査人として必要に応じて任命することができる。

(内部監査及び検証)

第 28 条 内部監査は、コンプライアンス責任者等と連携して毎年度定期的に公的研究費の使用に関する監査を行うとともに、当研究所のモニタリングが有効に機能する体制となっているかなどの検証を行う。

(リスクアプローチ監査)

第 29 条 内部監査は、コンプライアンス責任者等と連携して不正が発生するリスク要因を分析し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

(監査結果の情報共有)

第 30 条 監査部門長（総務部長）は、監査結果について、最高管理責任者へ報告する。

2 報告を受けた最高管理責任者は、統括管理責任者へこれを報告するとともにコンプライアンス教育の一環として当研究所内で周知を図り、類似事例の再発防止に努める。

(研究費適正使用に関する調査)

第 31 条 コンプライアンス責任者等は公的研究費による事業の進捗状況、資金の執行状況等を毎年度定期的に調査し、その調査結果を統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。

## 第 8 章 公的研究費制度における不正使用への対応

(通報の受付窓口)

第 32 条 通報又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、当事業団の総務部に通報窓口

を置く。

- 2 前項の通報窓口にて、不正使用に関する通報の適切な管理のため、通報受付担当者を置く。  
(通報の受付体制)

第 33 条 公的研究費等の不正使用の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、通報窓口に対して通報を行うことができる。

- 2 通報窓口受付担当者は、原則として通報した者（以下「通報者」という。）の氏名、所属、住所等並びに不正使用を行ったとする構成員等の氏名、不正使用の事案の内容等が明示され、かつ、不正使用とする合理的な根拠が示されたものを受付けるものとする。
- 3 通報窓口受付担当者は、匿名による通報があった場合、報道機関やその他外部の機関から不正使用の疑いが指摘された場合及び監査により指摘された場合は、通報の内容に応じて、前項に準じた取扱いをすることができる。
- 4 通報窓口受付担当者は、通報を受け付けたときは、速やかに、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告するものとする。

(通報の相談)

第 34 条 公的研究費等の不正使用の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。

- 2 通報の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して通報の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、公的研究費等の不正使用が行われようとしている、又は公的研究費等の不正使用を求められている等であるときは、通報窓口受付担当者は、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告するものとする。

(通報窓口の職員の義務)

第 35 条 通報の受付に当たっては、通報窓口の職員は、通報者の秘密の遵守その他通報者の保護を徹底しなければならない。

- 2 通報窓口の職員は、通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、通報の相談についても準用する。

(機密保持)

第 36 条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 最高管理責任者及び統括管理責任者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 最高管理責任者及び統括管理責任者は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者及び統括管理責任者又はその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協

力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

#### (通報者の保護)

第 37 条 当研究所所長は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 当事業団に所属する全ての者は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

#### (被通報者の保護)

第 38 条 当研究所に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 3 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

#### (悪意に基づく通報)

第 39 条 何人も、悪意に基づく通報を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく通報とは、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報をいう。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

#### (予備調査の実施)

第 40 条 第 33 条に基づく通報があった場合又は最高管理責任者がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、最高管理責任者は統括管理責任者と協議の上、当事業団内に予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、当研究所所長、最高管理責任者及び統括管理責任者が指名する者によって構成するものとする。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査

を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第 41 条 予備調査委員会は、通報された不正が行われた可能性、通報の際に示された不正使用の態様その他通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

(本調査の決定等)

第 42 条 予備調査委員会は、予備調査の指示を受けた日から起算して 14 日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、第 33 条に基づく通報の受付から 30 日以内に、通報等の内容の合理性を確認し本調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を当該資金配分機関に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合には、資金配分機関や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 4 最高管理責任者は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について当該資金配分機関に報告、協議しなければならない。

(研究費不正使用調査委員会の設置)

第 43 条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により研究費不正使用調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 最高管理責任者が指名する常任理事若干名
- (3) 統括管理責任者が指名する当事業団に所属する者若干名
- (4) 総務部長
- (5) 当事業団に所属しない者（弁護士、公認会計士等）若干名

- 3 委員長は、前項第 1 号の委員とする。

- 4 委員長は、調査委員会の業務を統括する。

- 5 副委員長は、委員長の指名によって委員のうちから任命する。

- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を行う。

- 7 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

- 8 第 2 項第 5 号の委員は、当事業団及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(調査の実施)

第 44 条 調査委員会は、本調査の実施の決定後速やかに、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、通報者及び被通報者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査

への協力を求めるものとする。

- 3 調査委員会は、当該公的研究費に係る不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について、関係書類等その他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資金配分機関からの当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。
- 6 通報者、被通報者及びその他当該通報に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の中間報告)

第 45 条 調査委員会は、本調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、本調査の中間報告を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者及び統括管理責任者は、その内容を当該資金配分機関等に報告しなければならない。

- 2 調査委員会は、当該資金配分機関の求めに応じ、本調査の終了前であっても、本調査の進捗状況報告及び本調査の中間報告を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該資金配分機関等に中間報告書を提出しなければならない。
- 3 調査委員会は、期限までに本調査が完了しない場合であっても、本調査の中間報告を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、当該資金配分機関等に中間報告書を提出しなければならない。

(認定の手続)

第 46 条 調査委員会は、調査した内容をまとめ、不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等、その他必要な事項を認定する。

- 2 調査委員会は、不正使用が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。
- 3 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、本条 1 項から 3 項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第 47 条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む。）を通報者、被通報者及び被通報者以外で公的研究費の不正使用に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が当事業団以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、原則として通報の受付から 210 日以内に、調査結果、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該資金配分機関に提出しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が当事業団以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第 48 条 公的研究費の不正使用が行われたものと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む）は、その認定について、第 1 項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第 43 条第 2 項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第 49 条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、本条 2 項又は 3 項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で公的研究費の不正使用に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が当事業団以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第 50 条 最高管理責任者は、調査の結果、不正を認定した場合は、経営会議の議を経て、次の各号について公表するものとする。

- (1) 不正に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正の内容
- (3) 公表時までに行った措置の内容
- (4) 委員会委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法及び手順等
- (6) その他必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名及び所属などを非公表とすることができる。

(本調査中における一時的措置)

第 51 条 最高管理責任者は、必要に応じて、被通報者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の公的研究費の使用停止を命ずることができる。

2 最高管理責任者は、資金配分機関から、被通報者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(措置の解除等)

第 52 条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。

2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用が行われなかったものと認定された場合は、必要に応じて通報者及び被通報者等への不利益発生を防止するための措置を講じるものとする。

(処分)

第 53 条 最高管理責任者は、本調査の結果、公的研究費の不正使用が行われたものと認定された場合は、当該公的研究費の不正使用に関与した者に対して、法令、当事業団における就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第 54 条 最高管理責任者は、当研究所所長に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、当研究所における是正措置等をとるものとする。

2 最高管理責任者は、第 1 項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省及びその他の関係省庁に対して報告するものとする。

(利益相反関係の排除)

第 55 条 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者、予備調査委員会及び調査委員会の委員並びに通報受付担当者等は、自らが関係する第 33 条による通報の処理に関与してはならない。

## 第 9 章 雑則

(補則)

第 56 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第 57 条 この規程の改廃は、経営会議の決議により行なう。

附 則

1 この規程は令和 2 年 3 月 6 日から施行する

令和 2 年 3 月 6 日制定

令和 2 年 4 月 1 日改正